

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年12月19日(2013.12.19)

【公表番号】特表2013-540770(P2013-540770A)

【公表日】平成25年11月7日(2013.11.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-061

【出願番号】特願2013-533091(P2013-533091)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 K	47/48	(2006.01)
A 6 1 K	47/42	(2006.01)
C 1 2 N	9/99	(2006.01)
C 1 2 N	9/12	(2006.01)
C 0 7 K	19/00	(2006.01)
C 1 2 N	15/09	(2006.01)
C 1 2 P	21/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	37/02	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	27/02	
A 6 1 K	47/48	
A 6 1 K	47/42	
C 1 2 N	9/99	Z N A
C 1 2 N	9/12	
C 0 7 K	19/00	
C 1 2 N	15/00	A
C 1 2 P	21/02	Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年9月24日(2013.9.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被験体における慢性又は非慢性の炎症性眼疾患を治療する医薬組成物を調製するための、配列番号11若しくは配列番号9のアミノ酸配列からなる又は配列番号11若しくは配列番号9のアミノ酸配列を含むか、或いは配列番号11若しくは配列番号9のアミノ酸配列と少なくとも90%の配列同一性を共有することを特徴とするJNK阻害剤(ポリ)ペプチドの使用。

【請求項2】

JNK阻害剤(ポリ)ペプチドが、c-junアミノ末端キナーゼ(JNK)に結合する請求項1に記載のJNK阻害剤(ポリ)ペプチドの使用。

【請求項3】

JNK阻害剤(ポリ)ペプチドがJNK発現細胞に存在するとき、前記JNK阻害剤(

ポリ)ペプチドが、少なくとも1つのJNKを標的とする転写因子の活性化を阻害する請求項1から2のいずれかに記載のJNK阻害剤(ポリ)ペプチドの使用。

**【請求項4】**

JNKを標的とする転写因子が、c-Jun、ATF2、及び Elk1からなる群より選択される請求項1から3のいずれかに記載のJNK阻害剤(ポリ)ペプチドの使用。

**【請求項5】**

JNK阻害剤(ポリ)ペプチドがJNK発現細胞に存在するとき、前記JNK阻害剤(ポリ)ペプチドが、JNKの効果を変化させる請求項1から4のいずれかに記載のJNK阻害剤(ポリ)ペプチドの使用。

**【請求項6】**

被験体における慢性又は非慢性の炎症性眼疾患を治療する医薬組成物を調製するための、請求項1から5のいずれかに記載のJNK阻害剤(ポリ)ペプチドをコードすることを特徴とする単離核酸の使用。

**【請求項7】**

被験体における慢性又は非慢性の炎症性眼疾患を治療する医薬組成物を調製するための請求項6に記載の核酸を含むことを特徴とするベクターの使用。

**【請求項8】**

被験体における慢性又は非慢性の炎症性眼疾患を治療する医薬組成物を調製するための請求項7に記載のベクターを含むことを特徴とする細胞の使用。

**【請求項9】**

医薬組成物が、静脈内、筋肉内、皮下、皮内、経皮を含む非経口経路；経口、直腸内を含む経腸経路；経鼻、鼻腔内を含む局所経路；表皮又は貼付送達を含む他の経路；並びに眼への局所投与；からなる群より選択される投与経路によって投与される請求項1から8のいずれかに記載の使用。

**【請求項10】**

眼への局所投与が、硝子体内投与、結膜下投与、及び点眼の少なくともいずれかである請求項9に記載の使用。

**【請求項11】**

非慢性又は慢性の炎症性眼疾患が、眼瞼、結膜、角膜、強膜、硝子体、ブドウ膜、毛様体、脈絡膜、眼窩骨、涙腺、又は虹彩の炎症性疾患から選択される請求項1から10のいずれかに記載の使用。

**【請求項12】**

非慢性又は慢性の炎症性眼疾患が、麦粒腫、霰粒腫、結膜炎、角膜炎、強膜炎、上強膜炎、眼内炎、汎眼球炎、虹彩炎、ブドウ膜炎、毛様体炎、脈絡膜炎、眼窩蜂巣炎、及び眼筋炎から選択される請求項11に記載の使用。

**【請求項13】**

JNK阻害剤(ポリ)ペプチドの(体重1kg当たりの)用量が、10mmol/kg以下である請求項1から12のいずれかに記載の使用。

**【請求項14】**

JNK阻害剤(ポリ)ペプチドの(体重1kg当たりの)用量が、1pmol/kg~1mmol/kg、10pmol/kg~0.1mmol/kg、10pmol/kg~0.01mmol/kg、50pmol/kg~1μmol/kg、100pmol/kg~500nmol/kg、200pmol/kg~300nmol/kg、300pmol/kg~100nmol/kg、500pmol/kg~50nmol/kg、750pmol/kg~30nmol/kg、250pmol/kg~5nmol/kg、1nmol/kg~10nmol/kg、又は前記値のうちの任意の2つの組み合わせである請求項1から13に記載の使用。

**【請求項15】**

炎症性眼疾患が、ブドウ膜炎である請求項1から14のいずれかに記載の使用。